

The guidebook of the Machida chamber of commerce & industry

町田商工会議所 活用ガイド

市内の経営者・従業員を応援します！
ぜひご入会ください！！

商工会議所は地域の商工業者の世論を代表し、商工業の振興に力を注いで、地域経済の健全な発展に寄与するための地域総合経済団体です。



商工会議所とは

商工会議所は民間の商工業の自主的な意思により、商工業者自らが組織している団体です。

商工会議所は「商工会議所法」によって、組織や運営が定められており、その法律では国民経済の健全な発展を図り、国際経済の発展に寄与するため、「その地区内における商工業の総合的な改善発展を図り、社会一般の福祉の増進に資する」とされています。

(1) 日本における商工会議所の主な歴史

- 明治11年（1878年） 日本初の「東京商法会議所」設立（初代会頭 渋沢栄一）
 - ・ 商工業者の声を国の政策に反映させるために発足。
 - 以来、行政への意見具申は今日に至るまで最も重要な活動。
- 明治23年（1891年） 全国の経済の発展と国際化の進展に伴い、会議所制度の強化が必要とされ条例が施行。
- 昭和28年（1953年） 商工会議所機能強化のため、幾多の変遷を経て現在の商工会議所法が設立（議員立法、同年10月施行）



(2) 商工会議所の4つの特徴「商工会議所のDNA」

- ①総合性 業種・業態・規模・法人・個人・本店支店を問わず、地域内のすべての事業者が会員として加入できる総合性があります。
- ②地域性 地域を基盤として、地域の事業者のための事業を行います。
- ③公共性 公益法人として組織や活動において強く幅広い公共性を持っています。
- ④国際性 世界各国に商工会議所が組織されており、国際的な連携や事業ができます。

(3) 民間経済団体の商工会議所とは

- ①商工会議所法は、商工会議所の組織を規定しているものであり、その設立・運営には民間経済団体としての自主性が確保されている。
 - 規模、業種、業態を問わず、あらゆる商工業者が自らの意思で、自由に加入・退会できる任意加入制度を採用。
- ②会員のニーズに対応し、多岐にわたる活動を展開
 - 会員への直接的なサービスのほか、政策提言、中小企業支援、まちづくり、観光振興、検定事業、地域コミュニティ活動など、幅広い事業を実施している。
- ③自己財源により幅広い事業活動を実施
 - 商工会議所の経済的運営や数多くの自主事業の経費は、会員からの会費収入、事業収入の自己財源で賄われており、委託・補助事業の中心は、小規模事業者の相談・指導を行う経営改善普及事業で、地方自治体から事業を実施するための補助金が交付されている。

商工会議所の主なミッション

(1) 政策提言 — 商工業者の意見を集約して政府や自治体に対し意見具申 —

- 会員訪問や各種会議開催を通じた会員企業との積極的なコミュニケーション
- 経済政策や復興対策、社会保障制度、税制、経済連携、教育、環境など、わが国の根幹をなす重要政策課題から、中小企業に対する個別施策まで、幅広いテーマについて意見具申

(2) 中小企業の活力強化 — 元気な中小企業を増やし育てる経営支援 —

- 中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援
- 創業・経営革新への挑戦支援
- 経済のグローバル化に対応するための中小企業の国際化支援
- 各種セミナーや検定試験を実施し、時代に対応した産業人材を育成

(3) 地域経済の活性化 — 行政や市民との連携を通じた「地域を守る」活動 —

- 「まちづくり3法」を活用した中心市街地の活性化支援
- 地域資源を活用した産業振興、地域ブランド力の育成強化、観光振興
- 地域コミュニティの維持、社会福祉の増進

町田商工会議所の組織

昭和36年商工会法により「町田市商工会」が設立される。その後昭和60年、市内人口の急増並びに大型店の進出、工場誘致等により、都下2位の都市となり、町田市をはじめ、市内経済団体等の支援を受け、平成元年6月1日、商工会議所法にもとづき、「町田商工会議所」が設立しました。

●会 員 （令和3年11月末現在の会員数4,101事業所）

会員は商工会議所の運営をささえ、事業活動の推進力になるとともに、その機能を活用できます。町田市内に事業所等がある商工業者の方なら、規模・業種を問わずどなたでも加入できます。

●議員総会

商工会議所の最高意思決定機関。会員と特定商工業者が会員から選ぶ1号議員（60名）、所属部会から選ぶ2号議員（42名）、会頭の推薦によって選ぶ3号議員（18名）の計120名で組織されています。

※「特定商工業者制度」～地区内に営業所等を有する商工業者で常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業は5人）以上の者、または資本金又は払い込み出資総額が300万円以上の者を「特定商工業者」という。（法令の定めにより、一事業所につき年間1,500円の「負担金」が賦課）

●常議員会

商工会議所の執行機関。会頭、副会頭（4名）、専務理事と議員のうちから選任された常議員（35名）で組織されています。

●委員会

商工会議所の本来の目的である商工業の総合的改善発達を図るための調査研究機関です。

●部 会

会員が営んでいる主要な事業の種類ごとに7部会が設置されています。会員はいずれかの部会に所属します。会員がその意思を直接、商工会議所に対して発言するためにも極めて重要な性格を持っています。

●女性会

女性経営者や役員等により構成され（任意加入）、女性の視点で経営向上及び交流、福祉活動を実施しています。

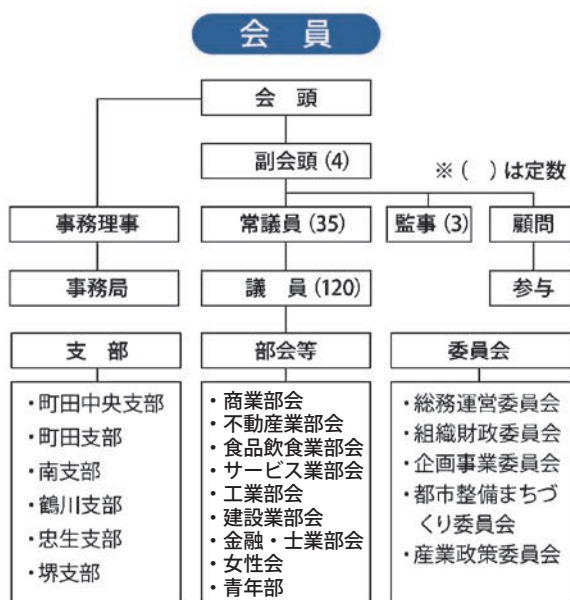
●青年部

満20歳以上満50歳以下（※入会資格は20～49歳）までの若手経営者や後継者により構成され（任意加入）、次代への先導者となるべく資質向上に努め、中小企業ならびに地域経済の活性化に貢献する事業を実施しています。

●支 部

会員の所在地の区域ごとに6支部が設置されています。地域のまちづくりに関して課題を検討するとともに、会員事業所の福利厚生・交流事業を目的に活動しています。

組 織 図



入会資格

本商工会議所の地区内に引き続き、6ヶ月以上営業所、事務所、工場または事業場を有する商工業者の方です。また、会員たる資格を有しないものでも、本商工会議所の趣旨に賛同するものは、特別会員となることができます。

会 費 額

法人・個人・団体とも、最低年会費額は1口につき9,000円（従業員数5人までの場合）です。なお、従業員数に応じて、口数は12段階1口～20口以上まで ※金融機関及び大型小売店は別途会費基準によります。

※「入会金」はありません。

負 担 金

法人等の「特定商工業者」の方は別途、年間1,500円の「負担金」が賦課されます。

1 地域経済発展に向けた意見・要望・陳情活動

多くの会員の声を聞き、業種や地域経済の活性化に関する意見や要望を集約し、国・都・町田市など関係する各機関に対して、調査研究の上、地域経済発展のために商工会議所としての意見・要望・陳情を多方面から行います。



2 中小企業(法人・個人問わず)の経営を総合的にサポート

★事業活動でお困りなら「経営相談(無料)」の活用

経営指導員、記帳相談員による労務・財務・法律などの経営に関する様々な相談を無料でお応えします。

相談窓口は企業支援部(産業政策課・経営支援課)まで。

★高度な経営上の相談は専門家による「個別相談(無料)」の活用

相談種別	開催日
法律(弁護士)	毎月第2木曜日
金融(日本政策金融公庫)	毎月第2月曜日
税務(税理士)	その都度
労務(社会保険労務士)	その都度
特許(弁理士)	その都度
許認可(行政書士)	その都度
登記・法律(司法書士)	その都度
経営(中小企業診断士)	その都度

※予約制のため、ご利用の場合はお電話でご予約ください。

★中小企業活力向上プロジェクト「ネクスト」の活用

経営・技術等の改善など経営課題の解決を目指す小規模事業者を対象に中小企業診断士を派遣し、具体的にアドバイスを行います。

<事例>

店舗レイアウトを変えたい、商品メニューのPOPを作成したい、ホームページの検索を上位にしたい、新製品を開発したいなど。

★記帳指導と会計ソフト導入の活用

個人事業主の方であれば、日々の記帳から、決算・確定申告まで定期的に指導いたします。(※記帳代行ではありませんので無料)また、会計ソフトの導入方法についても丁寧に指導します。

★事務の軽減、事業主の特別加入、年3期の分納となる「労働保険事務代行」の活用

当所では「労働保険事務組合」を設置し、労災保険、雇用保険の事務手続きを軽減したい事業主のために、事務手続きの代行を承ります。事務組合では、①本来、労災保険に加入できない事業主が加入できる特別加入制度がある②金額にかかわらず、保険料を年3期の分納ができる、という2つのメリットがあります。

★起業家のための創業支援制度の活用

創業、起業をお考えの方に事業開始のためのビジネスプランの作成、開業融資制度の斡旋、開業手続きなどについて、無料で相談を受けています。また、創業のためのセミナー「創業スクール」を企画で受講頂けます。

★多摩ビジネスサポートセンターの活用

町田市をはじめ多摩地域の小規模事業者に対して「事業承継」や「事業継続」などの経営課題解決のために土業などの専門家を派遣し、解決支援を行うことを目的として開設。多様な専門家から最大12回のアドバイスを無料で受けられます。



★貿易関係証明書の発給の活用

原産地証明書などの貿易関係証明を発給し、中小企業の海外取引を支援しています。

★新規取引のための業者照会の活用

全国商工会議所のネットワークを活用して、新規取引先等で相手先（受発注等）のことを知りたい場合に活用いただけます。

3 企業経営の運転資金、設備資金を金融面でサポート

★マル経融資制度（無担保・無保証人・低利）の活用

町田商工会議所の経営指導を受け、商工会議所の推薦により、日本政策金融公庫から無担保・無保証人・低利で融資が受けられます。

《マル経融資の概要》

	運転資金（仕入、人件費、諸経費等）	設備資金（車両、建物、備品等）
融資対象	従業員が製造業その他で20人以下、商業・サービスで5人以下の事業者	
融資額	2,000万円以内	
返済期間 ※1	7年以内（据置1年以内）	10年以内（据置2年以内）
利率 ※2	年率1.21%（令和3年12月現在）	
担保・保証人	不要（信用保証協会の保証も不要）	
その他条件	商工会議所の経営指導を原則6ヶ月以上受けており、納税に滞納がないことなど。	

※1 マル経融資の年利は固定金利です。利率は金融情勢によって変わることがあります。

※2 令和4年3月31日までに取り扱うマル経融資に対して、融資日から起算して2年間に支払われた支払利息の全額（100%）が町田市から助成されます。ただし、運転資金に対する助成は1件限りとなります。また経済情勢の変動により融資利率が急激に上昇した場合、満額を助成できない場合があります。

【助成条件】

- ①法人は町田市の法人市民税の納税者であること、個人は町田市の個人市民税の納税者であること。
- ②市内において1年以上事業を営んでいること。
- ③町田市税を完納していること。

※3年目以降の年利は1.21%となります。

★「制度融資&ビジネスローン」あっ旋の活用

日本政策金融公庫、東京都融資、町田市融資のあっ旋。

また、ビジネスローンとして、当所の会員確認により、一般事業者より優遇される銀行・信金の融資のあっ旋も行っております。

4 情報提供とネットによる企業の商品・サービスのPRサポート

★毎月20日発行の情報誌

「町田商工会議所ニュース」の活用

毎月1回、会員企業に郵送される会報誌には、企業経営に役立つ有益な情報が満載。誌面上では会員企業のPRコーナーを設置し、販路開拓に活用頂けます。

★国内最大級の電子商取引（BtoB）サイト

「ザ・ビジネス モール（無料登録）」の活用

全国の商工会議所・商工会が共同運営する信頼のサイトに自社の情報を掲載し、新規取引先の開拓やネット上で、商品・サービスのPRに活用頂けます。登録料：会員は無料

※28万社が取引先の候補（データベース）となり、月間250万アクセス



5 企業の人材確保・育成と福利厚生事業のサポート

★経営に役立つ講習会、セミナーの活用

経営に役立つ各種専門分野の講習会・セミナーを定期的に開催しています。新入社員から経営者及び従業員（営業・事務など）のために満足いただける企画が満載です。

＜事例＞令和3年度の講習会・セミナー

- ・同一労働同一賃金と助成金の活用
- ・コロナ禍で変化したアルバイト・パート採用の今後の在り方
- ・お客様が反応し、売上につながるセールスライティングセミナー
- ・手描きPOP講座
- ・SNS活用セミナー実践編
- ・コロナ融資返済に向けた事業、税務整備セミナー
- ・コロナ禍での労務管理
- ・やるべきことがすぐわかるSDG'S経営のヒケツ
- ・商品開発・商品改良の基礎知識
- ・経営計画書の作り方セミナー
- ・会計ソフトPC講習会～導入編～
- ・消費税インボイス対策セミナー
- ・デジタル化・ITツール活用セミナー
- ・コロナ禍で売上を10割戻した、動画を活用した営業策
- ・今、企業に求められるBCP（事業継続計画）
- ・会計ソフトPC講習会～決算編～
- ・部下を上手にマネジメントする方法



★会員価格によるパソコン講座（eラーニング講座）の活用

当会館2階・多摩境に常設のパソコン講座を開設し、PCのスキルアップに向け、会員価格で受講できます。



★個々のスキルアップに検定試験の活用

「簿記」、「PC（パソコン）」、「販売士」、「福祉住環境コーディネーター」など、企業の実務に必須の知識やスキルを身につけて頂くため、全国商工会議所では年間100万人以上の方が各種の検定試験を受験しています。会員企業の皆様のキャリアアップを応援します。

★従業員の健康管理のために「定期健康診断」の活用

会員事業所の事業主や従業員の健康維持及び増進のため、会員特別料金にて毎年、春と夏の2回、市内市民センター等を会場に定期健康診断を実施しています。法定検診のほか、希望によりオプション検診（肺がん・大腸がん・前立腺がん・骨粗しょう症など）も受診可能です。

★貸会議室の活用

当会館2階には会議室があり、皆様に貸出をしています。セミナーや研修・会議などに、ぜひご利用ください。また会員様には特別価格で貸出しておりますのでぜひご利用ください。

- ・使用時間 午前9時～午後10時（日曜日は午後5時まで） 使用区分は午前・午後・夜間（祝日及び年末年始6日は休館）
- ・使用料 3,300円～6,800円（会員価格）非会員及び利用目的により割増料金になります
- ・床面積 52.5㎡（収容人数30名）×3室

★テレワークボックスの活用

テレワークの定着と、身近な場所でオンライン会議や研修に、個室型ブースを利用いただけます。



★割安な掛金の福祉団体定期保険「生命共済〜フォーユー」の活用

福祉団体定期保険として、会員事業所の 経営者、役員や従業員の福祉増進のため、割安な掛金で加入できます。(1口800円で不慮の事故の死亡保険金250万)

- ・割安な掛金で幅広い保障
- ・商工会議所独自の給付制度が充実
- ・配当金あり（毎年収支計算し剰余金があれば）
- ・1 年更新で医師の診査なし
- ・業務上・業務外を問わず24時間保障

★会員事業所の企業防衛に各種共済、保険制度の活用

- ・「退職金共済制度」～従業員の退職金共済制度として、従業員の定着化が図れ、全額損金扱いとなります。(国の「中小企業退職金共済」と民間の「特定退職金共済」の2種類)
- ・「小規模企業共済制度」～個人事業主や会社役員が会社をやめた時に支給される退職金扱いの国の制度として、申告時に大きな節税効果があります。
- ・その他各種共済制度は団体申込により、保険料は最大 58%割引で加入することが出来るメリットがあります。
(その他制度種類は「ビジネス総合保険制度」「業務災害補償プラン」、「休業補償プラン」、「個人情報漏えい賠償責任保険」など)

★会員格安料金による「視察研修会、日帰りバスツアー」の活用

部会及び支部では視察研修事業及び福利厚生事業を実施しています。安価な参加費で経営者や従業員が参加できます。

★会員優待サービスで市内のお店の商品等を割引額で活用

経営者とその家族及び従業員の方であれば、当所発行の会員サービスカード提示等により、様々なサービス、割引が受けられます。
(提携先は当所ホームページ参照)



6 交流事業による新規取引の開拓とビジネスマッチング

★「つながる人の輪 地域の輪」交流事業の活用

会員相互の交流会は異業種間交流、テーマ別に沿った交流、産学公交流、他市商工会議所等、様々な視点からのビジネス交流会を実施しています。会員事業所の方々には目的に合わせてご参加いただけます。新しい取引先やパートナーとの出会い、事業連携や販路拡大、ネットワークづくりのためにも非常に役に立ちます。地域事業者の業種を超えた連携は中小企業にとって、必ず「大きな力」となります。

- ・会員交流会
- ・新入会員交流会
- ・新年賀詞交歓会（新春会員の集い）
- ・近隣商工会議所会員との広域連携交流会



ホームページやSNSでも情報を発信しています。
ぜひ、ご活用ください。

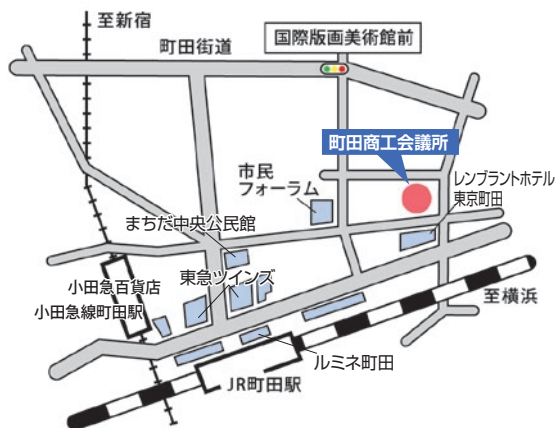
ホームページ



twitter



Facebook



交通 — 小田急線町田駅徒歩10分
JR横浜線町田駅徒歩5分

所在地 — 〒194-0013 東京都町田市原町田3-3-22

TEL — 総務広報課 042-722-5957
会員サービス課 042-722-3594
産業政策課／経営支援課 042-724-6614

FAX — 042-729-2747

URL — <https://www.machida-cci.or.jp>

